

令和4年4月1日

高齢者支援事業部職員各位

社会福祉法人淳風会
理事長 西村 良廣

令和4年度各種処遇改善加算及び補助金の支給について

表記の件について、別紙介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員処遇改善支援補助金計画書と本通知にて説明致します。

疑問点等ありましたら、施設長に遠慮なくお聞き下さい。

1. これまでの処遇改善の経過について

時期	内容	改善相当額
平成21年4月	介護報酬改定(+3.0%) 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策	月額平均0.9万円相当の改善
平成21年10月	2009年度補正予算にて、介護職員処遇改善交付金を措置(キャリアパス要件実施)	月額平均1.5万円相当の改善
平成24年4月	介護報酬改定(+1.2%) 介護職員処遇改善交付金を処遇改善加算として組み込み	月額平均0.6万円相当の改善
平成26年4月	介護報酬改定(+0.63%) 消費税8%引き上げに伴う措置	
平成27年4月	介護報酬改定(▲2.27%) 処遇改善加算の拡充	月額平均1.3万円相当の改善
平成29年4月	介護報酬改定(臨時+1.14%) キャリアパスと昇給の連動を評価	月額平均1.4万円相当の改善
平成30年4月	介護報酬改定(+0.54%) 処遇改善の施策はなし	
平成31年10月	介護報酬改定(+0.39%) 消費税10%引き上げに伴う措置・特定処遇改善加算の創設。公費1000億円投入	介護福祉士勤続10年で月額平均8万円相当の改善
令和3年4月	介護報酬改定(+0.70%うち新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、0.05%) 特定処遇改善加算について、介護職員間の配分ルールの見直し、職場環境等要件の見直し	
令和4年2月	2021年補正予算にて、介護職員処遇改善支援補助金を措置	月額平均0.9万円相当の改善
令和4年10月(予定)	介護職員処遇改善支援補助金から介護職員等ベースアップ等補助金へ移行	月額平均0.9万円相当の改善

2. 介護職員等特定処遇改善加算の概要(厚労省資料より抜粋)

【配分のポイント】

- ・特定処遇改善加算は、(I)(II)の2区分ある。(加算率が異なる)
- ・配分対象者は介護職員特定処遇改善加算を算定できる事業所の職員。

- ・配分対象者を経験・技能のある介護職員（A）、他の介護職員（B）、その他の職種（C）の3グループに分ける。
- ・配分金額は各グループの平均でA：B＝自由設定。B：C＝1：0.5にしなければならない。
- ・配分パターンは3パターンから法人が選択できる。（Aのみ、A＋Bのみ、A～C全て）
- ・介護職員処遇改善加算とは別で考える。
- ・勤続10年以上の考え方については、法人の裁量で設定できる。
- ・その他の職種（C）で年収440万円以上の者は支給対象外。（年収440万円に達するまでの金額は支給）

3. 介護職員処遇改善支援補助金の概要（厚労省資料より抜粋）

【配分のポイント】

- ・賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等のベースアップ等（※）の引上げに使用することを要件とする。（4月分以降。基本給の引き上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則（賃金規程）改正に一定の時間を要することを考慮して令和4年2・3月分は一時金による支給を可能とする。）（※）「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」
- ・配分対象者は介護職員であるが、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

4. 淳風会のこれまでの対応

【これまでに実施してきた主な改善内容】

正職員	基本給（職能給）5,000円増額 資格手当（介護福祉士以外）1,000円増額（介護福祉士）7,000円増額 夜勤手当 5,000円増額（1回目：1,000円増額 2回目：4,000円増額） 役職手当（チーフ）10,000円増額（主任）4,000円増額 年末年始 2,000円増額
契約職員	時給100円増額 有資格者（介護福祉士）時給50円増額 5:00～8:00勤務 時給100円増額 18:00～22:00勤務 時給100円増額 日曜・祝日勤務 時給50円増額 年末年始時給250円増額 夜勤手当1回5,000円増額

【これまでに実施してきた職場環境要件の取り組みと要した経費】

（平成27年度から令和3年度は実績。令和4年度は見込み）

- ・資質の向上として研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
H27年度 904,632円 H28年度 967,652円 H29年度 880,586円 H30年度 822,750円
H31年度 1,045,037円 R3年度 677,538円 R4年度 672,020円
- ・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
H27年度 0円 H28年度 2,501,998円 H29年度 172,141円 H30年度 1,767,828円
H31年度 3,530,967円 R3年度 5,709,654円 R4年度 12,137,433円
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
H27年度 26,925円 H28年度 49,442円 H29年度 59,834円 H30年度 31,797円

H31 年度 14,844 円 R3 年度 128,803 円 R4 年度 43,109 円

5. 淳風会における令和 4 年度介護職員処遇改善加算の見込額
 - ・ 107,955,480 円
6. 淳風会における令和 4 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額
 - ・ 33,903,288 円
7. 淳風会における令和 4 年 2 月～令和 4 年 9 月介護職員等処遇改善支援補助金の見込み額
 - ・ 13,206,824 円
8. 令和 4 年度介護職員処遇改善加算における賃金改善の具体的な取組内容
 - ・ 正職員
平成 21 年 4 月～令和 3 年 3 月分までの基本給（職能給）月額 5,000 円底上げ
平成 21 年 4 月～令和 4 年 3 月分までの資格手当月額 8,000 円増額、夜勤手当 1 回 5,000 円増額、役職手当（チーフ）月額 10,000 円増額（主任）月額 4,000 円増額、年末年始手当 1 日 2,000 増額
 - ・ 契約職員
平成 21 年 4 月～令和 3 年 3 月分までの時給 100 円増額
平成 21 年 4 月～令和 4 年 3 月分までの有資格者（介護福祉士）に時給 50 円増額、5:00～8:00/18:00～22:00 勤務者に時給 100 円増額、日曜/祝日勤務者に時給 50 円増額、年末年始手當時給 250 円増額、夜勤手当 1 回 5,000 円増額
 - ・ 業績により変動が生じた場合、5 月に常勤換算に応じた一時金を支給する事がある。
9. 令和 4 年度介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善の具体的な取組内容
 - ・ 介護職員等特定処遇改善手当として加算入金月に支給する。
その際に使用する勤怠は他の支給項目と揃えるため、支給月に使用している月分とする。
例. 令和 4 年 4 月提供分は令和 4 年 5 月勤怠を使用して令和 4 年 6 月支給
※5 月勤怠がなければ不支給（4 月末退職者：不支給、5 月 1 日付入職者：支給）
 - ・ その他の職種（C）の支給方法は上記に加えて次の通りとする
 - ①基本給及び既存の手当＋賞与で年収 440 万円に到達する予定の方は対象外（不支給グループ）とする。それ以外は対象（支給グループ）とする。
 - ②対象外（不支給グループ）の者については、年収確定後 440 万円に到達していない場合は 5 月に差額分を支給。⇒算定基礎への影響はあるがほぼこのケースは起こらない。子育て支援事業部は年度内清算がルールの為、期末賞与があり、法人全体で 3 回賞与がある。制度上のルールとしてこれ以上賞与回数を増やせない為他に方法がなくこの対応とする。
 - ③対象（支給グループ）の者は 6 月より①の手当額を支給し、年収 440 万円に到達する見込みの翌月から支給を止める。年収 440 万円に達した月の手当は超えた分を減額はしない。年収確認について、未支給部分は基本給及び既存の手当＋賞与の見込み額とする。
 - （1）支給対象者
 - ・ 次の①～③該当する職員
 - ①当該加算算定事業所所属の職員＋ケアハウス介護職員

②支給月に使用している勤怠月に勤務があった者

例. 令和4年6月支給⇒令和4年5月に勤務があった者

月途中の入職者・退職者は日割り計算にて支給（他手当と同様の処理）

③その他の職種（C）は制度上のルールとして以下の要件があり該当する者のみが対象

ア）週40時間勤務者を常勤換算1.0とし年収440万円に到達すると対象外

イ）短時間労働者は常勤換算数を440万円にかけた金額に年収が到達すると対象外

（例. 週32時間勤務者の場合：常勤換算0.8⇒440万×0.8=352万円）

※年収の期間は6月～翌5月⇒改善期間に合わせるのが制度上のルールの為

年収には通勤手当も含め支給項目全て含まれる⇒Q&Aに掲載、大阪市も電話確認済み

(2) 配分方法・支給予定金額

・勤続10年以上の考え方については、他法人での経験も含む。

但し、介護に従事した期間のみとする。相談援助職や事務職の期間は含まない。（介護に従事したとは、介護職員や看護助手などをさす。）また、産休・育休・休職期間も含まない。

・経験・技能のある介護職員（A）グループの基準については、次の①及び②のいずれかに該当する者とする。

①業界経験10年の介護福祉士有資格者である介護職員

②育成等級Ⅲ級以上である介護職員

・支給パターンは経験・技能のある介護職員（A）と他の介護職員（B）とその他の職種（C）とし、支給比率は2:1.8:0.9とする。

・契約職員に対しても常勤換算に応じた金額にて支給する。

・支給要件（対象か対象外か、対象の場合はグループ）は末日付けの状況とする。

（月途中の支給要件変更は他手当と同様の処理）

・勤続年数の起算日は令和4年4月とする。

・支給予定金額

経験・技能のある介護職員（A） 40H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 13,200 円/月額

32H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 10,560 円/月額

契約職員・期間契約職員 手当額 79 円/時給

他の介護職員（B） 40H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 11,900 円/月額

32H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 9,520 円/月額

契約職員・期間契約職員 手当額 71 円/時給

その他の職種（C） 40H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 9,917 円/月額

32H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 7,934 円/月額

契約職員・期間契約職員 手当額 47 円/時給

業績により金額に変動が生じる場合あり。

10. 令和4年4月～令和4年9月の介護職員処遇改善支援補助金における賃金改善の具体的な取組内容

・令和4年4月～令和4年9月までの基本給増額分

・介護職員処遇改善支援補助金手当として補助金入金月に支給する。

その際に使用する勤怠は他の支給項目と揃えるため、支給月に使用している月分とする。

例. 令和4年4月提供分は令和4年5月勤怠を使用して令和4年6月支給

その他、具体的な支給方法は介護職員等特定処遇改善加算手当と同様とする。

(1) 支給対象者

- ・介護職員処遇改善支援補助金対象事業所の職員

(2) 配分方法・支給予定金額

- ・令和4年4月～令和4年9月までの基本給増額分は対象職員全員
- ・介護職員処遇改善支援補助金手当は介護職員等特定処遇改善加算(介護職員等特定処遇改善手当)と同様の対象者とする。支給比率は一律とする。契約職員に対しても常勤換算に応じた金額にて支給する。
- ・その他、具体的な配分方法は介護職員等特定処遇改善加算手当と同様とする。

支給予定金額

40H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 4,000 円/月額

32H 正職員・準職員・嘱託職員 手当額 3,200 円/月額

契約職員・期間契約職員 手当額 24 円/時給

業績により金額に変動が生じる場合あり。